【よくある質問】

許可全般(共通事項)

Q. 許可はどれくらいでおりますか？
A. 申請書を受理(※)してから、おおむね2週間程度(最低土日を除く10営業日)で許可書を発行させていただきます。
※申請書の訂正や図面修正など、申請書類に不備が無くなった状態

Q. 個別の案件(具体的な内容)について相談したい。
A. 現場対応等で不在の場合があるため、事前にアポイントをとって、お越しください。

道路占用関係(道路法第32条)

Q. 舗装の復旧範囲は？
A. 道路の幅員が4m未満の場合には全幅、4m以上の場合には半幅でお願いしています。
また、個人宅への引き込み管の場合、縦断方向に管の両側：1．5m(あわせて3.0m)は確保していただきます。
「舗装本復旧例」をご参照ください。

Q. 舗装復旧断面は？
A. 原則、原形復旧とします。詳細は、「標準断面図構成」に基づき復旧してください。
現地と不整合の場合は、別途ご相談ください。

承認工事関係(道路法第24条)

Q. 車両の乗り入れ(通称：切り下げ)工事をしたい
A. 工事施工承認願の提出が必要です。
車両の乗入れ部歩道・縁石(切り下げ)の幅は、4.0m 以内を原則とします。
土地利用計画や現況に照らして、道路管理者がやむを得ないと判断した場合は、6.0m 以内まで可能とします。それ以上となると、車両軌跡図等をもって協議してください

Q. 串刺し駐車形状について教えてほしい

A. 原則として、串刺し駐車形状の配置は認めておりません。
串刺し駐車形状が発生しないように、土地利用・配置を計画してください。
条件によってやむを得ないと判断する場合もありますが、詳細については、
計画図面等の資料をもって、協議してください。